

国際拠点港湾伏木富山港ポートセールス事業推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、国際拠点港湾伏木富山港ポートセールス事業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、国際拠点港湾伏木富山港（以下「伏木富山港」という。）の集荷体制の強化並びに定期航路の拡充及び開拓に努めることにより、日本海時代を拓く拠点としての伏木富山港の利用促進を図り、もって国際経済交流の拡大及び地域経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伏木富山港の利用促進のための方策の検討
- (2) 伏木富山港の利用促進のための啓発及び普及宣伝
- (3) 伏木富山港の利用促進のための調査及び研究活動
- (4) 情報の収集及び交換
- (5) 前各号のほか、協議会の目的を達成するため必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 富山県、富山市、高岡市及び射水市
- (2) 富山商工会議所、高岡商工会議所及び射水商工会議所
- (3) 協議会の目的に賛同する団体、企業等

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員任期は3年とする。ただし、補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(名誉会長)

第7条 協議会に、名誉会長を置き、富山県知事の職にあるものをもってこれに充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 理事は、総会及び役員会に出席し、協議会の主要議案を審議する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(総会)

第9条 定時総会は、毎年春季に開催し、協議会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算及びその他の重要事項を審議決定する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の3分の1以上の請求があったときこれを招集する。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席会員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、専務理事及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

(幹事会)

第11条 協議会の具体的な事業の円滑かつ効率的な運営について検討するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、事務局を富山県商工労働部立地通商課（以下「立地通商課」という。）内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、立地通商課物流通商班長の職にあるものをもってこれに充てる。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 3 年 5 月 22 日から施行する。

2 協議会は、国際拠点港湾伏木富山港ポートセールス事業実行委員会（昭和 62 年 10 月 1 日要綱設置）の権利義務を引継ぐ。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。